

○島根県知事の職務代理設置に伴う取扱いについて（お知らせ）

島根県知事の職務代理者設置により、入札・契約手続きの取扱いについて下記のとおりとしますので資料提出の際はご注意ください。

1. 島根県知事の職務代理者

島根県副知事 石原恵利子

2. 職務代理期間

令和8年9月21日から令和8年10月9日まで

3. 通知文等発信者名

入札手続きで通知する文書（電子入札システムを含む）について、職務代理期間中は、「島根県知事職務代理者 島根県副知事 石原恵利子」を発信者とします。

4. 入札手続き時の提出書類に宛先を記入する場合の取扱い

入札手続きで県に提出する雇用証明書、工事費内訳書及び技術資料の表紙等に宛先を記入する場合は下記の宛先としてください。

- ・提出日が職務代理期間中となる場合
（宛先）「島根県知事職務代理者 島根県副知事 石原恵利子」
- ・提出日が職務代理期間外となる場合
（宛先）「島根県知事 丸山達也」

5. 契約

職務代理期間中に契約を締結する場合は契約者名（発注者）を「島根県知事職務代理者 島根県副知事 石原恵利子」とします。